

議案第117号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保育料及び世田谷区立保育園に係る給食費の無償化を実施するため、これらの額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育」を「特定教育・保育のうち保育、特別利用保育」に改め、「（以下「特定教育・保育等」という。）」を削り、「は、当該」を「が当該」に、「、保育料を支払わなければならない」を「支払うべき保育料の額は、別表第1に定めるとおりとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもが当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて支払うべき保育料の額は、零とする。

第3条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同条第4項中「特定教育・保育等」を「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）」に改め、同条第5項中「。以下同じ」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない」を「区長に支払うべき区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条の2第1項中「は、世帯」を「が世帯」に、「、区立保育園給食費を支払わなければならない」を「区長に支払うべき区立保育園給食費の1人当たりの月額、別表第1に掲げる階層区分にかかわらず、零とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども（区外に住所を有することについて、やむを得ない理由があると区長が認める者を除く。以下同じ。）に係る区立保育園給食費の1人当たりの月額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零

(2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4, 500円

第5条の2中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条の3中「前条第2項」を「前条第1項ただし書」に、「教育・保育給付認定子ども」を「区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条中「(以下「保育料等」という。)」を削る。

第7条中「保育料等」を「区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条の2関係）

世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）			
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円	
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	0円	0円	0円

D 1 1	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 2	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 3	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 4	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 5	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 6	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 7	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 8	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 1 9	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 0	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 1	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 2	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 3	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0円	0円	0円

D 2 4	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 5	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 6	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 7	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 8	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 2 9	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0円	0円	0円
D 3 0	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0円	0円	0円

附 則

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料（世田谷区保育料条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。